## ノルマントン号探検訴訟とその周辺

近代批評ジャンル成立の一側面

・「当世書生気質の批評」(≧)が発表される。明治十九年二月、「新作小説の批評の魁」(ニ)ともされる高田半明治十九年二月、「新作小説の批評の魁」(ニ)ともされる高田半

高田は、

脱亜入欧を文明化の行程とする進歩主義の発想に

峰

に伴ふて敢て後れさる所以のものは批評家其職分を尽して怠(中略)西洋の文学駸々として日々に進み能く世の中の進歩支那人の批評は讃美を主とし西洋人の批評は刺衝を専らとす「当世書生気質の批評」』が発表される。

其責を塞くか為めなり

所以

のも

めなり東洋の文学逡巡退歩の色を現はし萎靡として振はさる

のは批評家其職分を怠り徒に諂諛の文字を臚列して

と述べたことと通じている(3)。

厳しい批評の要請は明治二十年

によって「新刊書籍ノ真相ヲ照現」することが大切である

らず揚く可きを揚け抑

ゆ可きを抑へ毫も仮借する所なきか為

を旨とする西洋流の批評こそが文学進歩の要諦であり、それゆ磋に在り批評の要は琢磨に在り」とも言う高田にとって、刺衝の文学進歩の因を刺衝を旨とする批評に帰す。「批評の要は切りながら、東洋の文学退歩の因を讃美を旨とする批評に、西洋

『出版月評』が、文学進歩のためには「公正ニシテ厳粛ナル批との認識は、例えば、日本における批評専門雑誌の嚆矢を謳う文学進歩のために「毫も仮借する所なき」批評が必要である

え「批評家の責任重にして大」とされるのである。

前後 の批評論 の沸騰と、 に通 有 のも それらに通 のであっ 底する批評の責任と厳格さと たが、 それならば、 この 時 期 (中略) 書ニ 陳ブル所 人若シ他人ノ書ヲ批評

ノ文学ヲ論ジ併セテ 治十六年頃と見て、 田 は 「批評文学」が その標識として『明治日報』 ·批評ノ必要ナル所以ヲ説ク」<sup>(5)</sup> 「公然と要求され 0 た を挙げ 「明治年 時 期を明

> 力 ル

ラ

ザ 丰

ル

ナリ

ŀ

認識は

たい

何に

拠っ

ている

の

か。

0

この社説は、 批評ナル者ハ他人ノ著書ヤ翻訳ヲ事実ニ徴シ或

ハ論理

ニ照シテ其

ノ理非曲直ヲ匡タシ其ノ理ニシテ直ナル

月

等の批評論にも引き継

がれる。

例えば、

批評対象を著書

中 評 『明治日』

報』

社説が示した批評と誹毀との区別

は

出

され ヲ摘 其 ヲ論 た点で注目されるが、 示シテ以テ褒貶スルコトヲ云フ」として批評の 由ヲ挙ゲテ称賛シ其ノ非ニシテ曲ナル者ハ一々其ノ欠点 難攻撃シ時 アリテハ其ノ論鋒苛酷ニ過グ 方で、「世人ガ他人ノ ル 3 義解が IJ 書ヲ読ミ之 誹毀卜区 が明記

分スル な 忌 な れ ザ ばこそ、 リ」とされる批評は、 ルベ ニ苦ム場合」 勉メテ為スベ 力 ラザル」 批評 があることに触れられている点も看過し得 誹 キ者ニシテ其ノ為サヾ 誹毀と隣り合っているというわけである。 毀 「誠ニ悪徳ニシテ世人殊ニ学者ノ最 区別」 の設定と自覚とは、 ル ヲ却リ ケテ忌ム 批評

其 ノ批 褒貶ニ 評 陟ラザ テ帯 ル モ悪意ヲ以テセズ又著者訳者 以上ハ決シテ咎ムベキ者ニアラザ 身上 ル ナ ij 毀

然タ

ル

批評

0 自

由

が脅

かされかねない事態が生起していたの

Ì,

存立

K

か

か

わる重

一大な問題であっ

た。

誉褒貶ニ 批評 陟ル べ カラズ若シ夫レ其 忽 ノ件々ニ チ誹毀ト変ジ評者ハ必其ノ責ニ任 限ルベシ決シテ著者訳者一身上ノ毀 ノ論鋒 ニシテ此 セザ ル

セ

ムト

- 欲セ

バ

其 批

評

必

其

、断シ本書ヲ著者ナキモノト視ナ」(゚)すという批評姿勢に受け 方には延て其人の身事に侵し入ることあらさるやう慎慮せ 否を否として直言諱む無きは最も大切なる徳操なれとも う点は、「凡そ批評には当さに批評の礼節あるへし可を可 れているし、 ヲ全ク分離シ余ト本書ノ著者トノ間ニ存スル情実ノ羈絆ヲ 身に限定すべきであるという点は、「余ハ本書ト本書ノ著 著者一身上の毀誉褒貶に渉るべきではないと 亦た む

継が

切

者ト

定めて注意を促した背景には 明 治日 遂ニ法廷ヲ煩 批評の営為に誹毀に通じる要素があることをもっ 報 社説によると、 スガ如 キ非挙 ح 往 の社説が批評 ア 々純然タル批評ヲ以テ誹 ル の 情況 と誹毀との たとい 区 毀 別 こと更に大切なる礼節なり」②との述言に引き継がれてい

評と誹毀との区別を明示してもみせた『明治日報』社説の試み ためには批評 である。 こうした情況に対する危機感が、「文学ノ進歩ヲ促ス」 が必要であるとして批評の意義を強く主張し、

機の裏返った表現であったとも言えよう。 論 でどのように利益の調整をはかるかといった攻防が、 につながったのであろう。 の盛行とそこに見られる厳格主義とは、 社説の背後には透けて見えるのである。 営業権や名誉権と批評の自由との 面では、 だとすると、 批評の危 『明治日 批評 間

で、

期にお きたいと思う(っ)。 げることで、 考えるためには、 争いをスプリングボードとしていたならば、その成立の様態を の批評論に拠りながら、 これまで、 そこで本稿では、 て説明されることが多かった®。 V٦ て、 近代批評ジャ 近代批評ジャンルの成立に関する考察を行ってゆ 批評の利益の主張が、 特に、 紙誌上の批評論に着眼するだけでは十分でな 批評と誹毀とをめぐる民事訴訟を取り上 書籍数の増大という出版情況の変容に ノルマントン号探検の成果をめぐっ ン ルの成立の要因については、 \_ 面におい しかし、近代批評の成立 て「法廷」での 当時

り起こしてみたい。

テ虚妄トナスモノハ其責ヲ免レス」として批評と誹毀との境界 損スへキ言語ヲ用ヒタルコト」として文書誹毀の構成要素が 示された裁判であり、「学術技芸上ノ批評ト雖現実ノ事実ヲ以 明

劃定をめぐる判断が示された裁判だからである命

訴訟し 人ノ耳目ニ接シタルモノ」の先例として、「東京組合代言人等 ついても取り上げ、 「売薬商ョリ時事新報社ニ対スル社説取消ノ詞訟」(以下「売薬 また、 リ東京日々新聞社ニ対スル訴訟」(以下「代言人訴訟」) 「我国ニ於テ書讒ヲ基礎トナシ名誉回復ノ訴訟ヲ提起シ世 の二つを挙げている〇〇 この裁判の判事を務めた中橋徳五郎は裁判言渡書 批評と誹毀とをめぐる民事訴訟の文脈を掘 本稿では、 この二つの訴訟に っ 中

道を受ける形で批評に関する様々な議論の呼び水となっ おい たものであり、 上げる訴訟は、 でもあっ 「世人ノ耳目ニ接シタルモノ」と述べたことである。 批評論とは思いのほか近いところにあっ その際、 て詳細に報道された訴訟であった。 た。 注意を要すべきは、これらの訴訟につい つまり、 そのこともあって、 どれも新聞の論説や投書が訴訟の引き金となっ 批評と誹毀とをめぐる民事訴訟と紙誌上 訴訟の過程が新聞や雑誌に さらには、 たのであるい そうした報 今回取 て中橋 が

争わ

た「横浜始審裁判所明治廿年第百五十五号名誉回

Ŧi.

アリ

悪意ヲ以テス

ハルコ

}

書類ヲ

ル ノ要素 復之

コ

公布スル

コト

2

事柄ノ不実ナルコト

五 、以テス 書讒

名誉ヲ汚

そうした視野において近代批評ジャンルの成立期を捉えてみ

件」に焦点を当てたい。

なぜなら、

この裁判は、



考えてみたい。

るとどのような問題が見えてくるのか、

本稿ではそんなことを

代言人訴訟を取り上げてみたい。

おこす。

東京代言人組合側は、

先の引用箇所に対して、「我輩代言人

未ダ整理 情況について、 社説は、 る社説 ٠ ١ 明治十 ノ代言人」にかかわる次の記述があった。 ノ二者」に見る記事であった。その中に、 セザ 「民事訴訟ノ件数ハ日ニー 四年三月十四日、 『東京日日新聞』 ルト人民互相ノ権利ノ争論ヲ挑撥スル その原因を「人民互相ノ権利ヲ明示スル民法 以下 「健訟ノ弊風ヲ矯正スベシ」と題す 『田田』) 日 ョリ増ス」という近時 に掲載される。 一争論ヲ挑撥 ノ代言人ア この

ル

生活 之ヲ離間 ŀ ヲ良民ニ代リテ権利ヲ恢復シ利益ヲ弁護スル 今日我国ノ代言人ノ中ニ於テ二三ノ士ヲ除クノ外ハ概ネ其名 ムルニ至 Ŧ ...ヲ謀 其実ハ甲乙ノ争論ヲ教唆シテ訴訟ヲ起サシ シ此 ニ過ギザ 少 П 論 ル ガ故ニ或ハ骨肉朋友ノ間 モ之ヲ挑撥シテ遂ニ法廷ニ判決ヲ請 = 籍ル メ以テ各自 ニモ トハ云 立入リテ

シ

代言人組合百七名は日報社社長福地源 事者間の解決を望んでいたが、 東京代言人組合側は、「我輩ハ概シテ新聞社ノ如キ この記述が東京代言人組合の怒りを買うことになる。 ノ自・ 由 ヲ得セシメンコトヲ冀望スル」いという配慮 日報社側は応じず、 一郎を相手どって訴訟を 結局、 ニハ成ヘク 当 から当

道 消長スル 主張し、「名誉ヲ回復」するため謝罪文の掲載を要求する心。 かくして始まった本訴訟は、「本訴ノ勝敗ハ 審理 最モ貴重スル所ノ名誉ヲ毀損」し「讒誣」するものであると 成島柳北の仲裁により、 が進められる前に、 ニ足ルノ大関繋アル」、這はずの裁判であっ 鈴木慧淳(大谷光瑩代理)、 和解が成立することになる。 直ニ言論 たが、 一ノ自 島 本仲 本訴 由 ヲ

0

たのだが、 が 辣な言論が同時に自らの名誉に対する毀傷でもあるとする感性 成立するか否か、 か くところとなり、 た。 0 法的救済の対象となり得るの ح 動向を引き出すことになる。 の訴訟は、 この点についてはほとんど触れら この裁判は各新聞の報道等によっ 職業に対する一 言論の自由と名誉権との調停に関するいくつ 別言すれば、 般的な論評に対して名誉毀損 か否かが争点となっ 自らの従事する職業に対する辛 れないまま和解に至っ T 世間 たも の 耳 自 「を引 であ

讒謗ノ区別」いと題する社説を掲載して、 闘争に持ち込んだ代言人側に注文をつける。 駁其記者ヲ心服セシムレバ則チ可ナリ」、ことの立場から、 を見てみたい。 まず、この訴訟に関する『東京曙新聞』 『曙』は、「新聞紙上ニ論ジタル者ハ亦タ論難弁 筆誅と讒謗を混淆す (以下『曙』) さらに、 筆誅 の論説 法廷

ることへの危惧を示す。

筆誅トハ何ゾヤ凡ソ社会ノ事物ニシテ不善不正ノ作用ヲナス 気ヲ増シ改悟ノ念ヲ起シ謹戒ノ心ヲ加ヘシム ル則チ是也故ニ筆誅ハ社会ノ事物ニ至厳ノ刺衝ヲ与 者アレバ論者ガ筆鋒ヲ以テ其弊害ヲ論難排撃シ之レヲ誅戮ス ル功徳アリト云 、奮励

明スル

時ハ訟権ヲ失フ者トス」という不実性の問題など、

擬被

サ

ザ

ル可ラズ

論の立て方は、 テ其弊害ヲ矯正スルヲ目的 メテ以テ敢テ罵詈ニ渉ラズ讒毀ニ走ラズ至誠至理ノ言論ヲ用 ついては、「筆誅 であるが、 このように「筆誅」の意義を示した上で、 代言人訴訟を梃子にして、 後の批評と誹毀との区別にまっすぐ結びつくも ノ事タルヤ事理ノ当然ヲ推シ実務ノ至当ヲ極 トスルニアリ」と述べる。こうした 筆誅と讒謗とを区別す その方法と目的 に

> 対審は、「日報社々説ハ原告ヲ指名シテ讒謗シタル旨ヲ明示セ 裁判を組み立てたことは、 ける誹毀の法理が定まっていない時期に、 拠トシ組成スルモノ」という点にある。 を取り上げたいぽ。この擬判の特徴は、「全ク英吉利法理ヲ根 次に、 ル」という指定の問題、「記載ノ事実ノ虚構ニ 代言人訴訟を題材として東京大学で開かれた模擬裁判 劃期的な試みであった。この擬判の 日本において民事にお 英法の法理を用 非 ル コト ヲ 証 7

ある。 公行ノ行為ヲ駁論シ或ハ刊行書類ヲ評スル 或ハ社会ニ対スルノ義務アルカ自益他益ヲ計 益ノタメナリ之ヲ英法ニテ「プリビリーヂド、 に注目すべきは「讒謗モ法律ノ問サル場合アリ是レ全ク社会便 原告側が反論を行うという形で進められてゆく。その中で、 告側が英国の法理を根拠として訴状を検討し、 する法理がここで提示されたことは留意しておきたい。 である。「特許言論」については売薬訴訟のところであらため ション」(特許言論)ト云フ」という法理が紹介されたことで 取り上げるが、 「特許言論」(Privileged Communication)とは 「刊行書類ヲ評ス ルノ類」 ノ類」 を特権的な言 ルカ或ハ政事家 それに対して擬 コンミユニケー の特権のこと 「道徳上

権ヲ有スルヤ否ヤ」という点から審理が行われ、「凡ソ名誉毀 最終的に、 この擬判は、 原告は「名誉回復ノ訴ヲ起ス へキ訴

知がはかられるのである(E)。

ることの必要性が自覚されるとともに、

筆誅 = 批評の意義の認

0

文章中ニ於テ起訴者ヲ明カニ指名スルカ若クハ縦令ヒ明ニ指名 損要償 ノ詞訟ヲ起スニハ必ス其名誉ヲ毀損セシ者ト認ム ル 所

る。 ニ指名 ヲ要ス」という法理に拠った上で、 スル者 モ暗ニ起訴者ヲ指名スルコトヲ証明スルニ足ルヘキ語 ニアラス」として原告の訴えを退ける形で終結す 「該文章ハ原告等ヲ明

セ

サ

ついて るに止まる。 い訴訟であっ ル マント 「該事件ハ訴訟終結ニ至ラスシテ和解シタリ」窓と述べ 判決例を求める中橋にとっては取るところの少な たろう。 ン号探検訴訟の判事中橋徳五郎は、 しかし、 この一件は、「民間ニアツテ 代言人訴訟に

ノ耳

目ヲ驚カシ社会ノ感覚ヲ轟カシタル一事ハ代言人ト日報

の注目をあび、

の法理 とができる。 批評と誹毀にまつわる議論を引き起こすとともに、 社トノ訴訟コレナリ」知と言われるほどに世間 成立期にお の紹 介 批評の営為が訴えられたという危機的状況が、 のきっ いて一定の役割を果たした事件であっ か けともなったという意味で、 特許言論 たと言うこ 批評ジャン

> どの点から、 を発表し、 はこの布告を受けて「太政官第五十一号布告」、窓と題する社 政官第五十一号」が布告される。『時事新報』(以下『時事』) 売薬の効能を否定したこの記事に対して、 売薬は病に効能がないので課税しても実害はない 新税法は「当ヲ得タルモノ」であると論じる。 岸田吟香らを総代 な

明治十五年十月二十七日、「売薬印紙税規則」を定めた「太

とする売薬商四十五名が、 営業毀損回復の訴訟を起こす。 時事新報仮編輯長大崎鈔人を相手取 売薬商側は、 社説中の「売

香ヲ臭キ胡椒ヲ嚙 Ŧ 可ナリ、 服セサルモ亦可ナリ、 ムモ同様ノモノ」、「名ハ薬ニシテ実 水ヲ飲ミ茶ヲ飲ムニ等シク、 ハ病 ニ関

薬ハ人ノ病ノ為ニ功能ナキモノナリ」、「無効無害コ

レヲ服

ス

ル

効能を否定する言論はその営業の信用を毀損するとして、 彼らは売薬規則を遵守して営業を行っているのであり、 係ナキ売物ナリ」といった文言が営業毀損にあたると主張する。 売薬の 時

側に対して社説の取消文の広告を請求する。

を指定しているわけでもないので、 て思う所を記したものであり、 れに対して、 時事側は、 社説は学問上の真理原則に依拠し 悪意もなく、 誹毀には当たらないと反論 特定の人名や薬名

原告の請求に応じることはできないと主張する。 売薬の有効性についての学術的な根拠も示していないことから 売薬商側 の主

売薬商側に明確な実害の証拠も見られ

ないこと、

 $\equiv$ 

次に、

売薬訴訟を取り上げてみたい②。

評

の自覚を促したのであった。

ル

定していないので誹毀に当たらないという社説形式の点とからと、社説が学問上の意見に過ぎず、悪意もなく人名や薬名も指張に対して、時事側は、売薬が無効であるという社説内容の点

反論を構成していると言えよう。

費やされる。こうした審理を経て、東京始審裁判所は以下の判薬は有効であるという売薬商側の主張との議論に多くの時間が論吉年来の主張である売薬無効論と、政府の許可を得ている売この後、原被双方による対審が行われるが、そこでは、福澤

決を下す

て販売しているので、それを無効と断言することはできないとこの判決は、売薬は然るべき検査を経た上で政府の許可を得

原告

ノ営業ヲ毀損スベキ

ハ勿論ナリト

いう、

売薬商側の主張を認めるものであった。

論議スルヲ得」とし、 論ハ他ノ一私人(中略) 除キ利ヲ起スノ事多クハ言論ノ媒介ニ依ル」と述べ、また「言 ヲ起ストノ二者相待テ之ヲ進歩セシムルモノナリ而シテ其害ヲ 論ス」のを掲載する。 モ人ヲ指名セザル事物ハ苟モ法律ニ触レザル限リハ自由ニ之ヲ この判決を受けて、 山中は、 言論の自由の利益と範囲 『時事』 ノ私行私事ニ闖入スルヲ許サズ然レト 「抑モ国家ハ事物ノ害ヲ除クト は山中道正 一自由言論 の観点から、 ノ区域 始 利 Ŧ

誹毀の構成について次のように指摘する。に打ち出して、批評と誹毀との区別に関する主張を行う。まず、引き続いて提出された論弁書で、時事側は、英法の法理を前面さて、時事側は、始審裁判を不服として控訴する。控訴状に

審裁判に疑念を表明する。

言語文章ノ不実ナルコト是ナリ(%) 「会替ヲ毀損シ被害者ヲシテ他人ノ指弾侮辱ヲ受ケシムルノイ名誉ヲ毀損シ被害者ヲシテ他人ノ指弾侮辱ヲ受ケシムルノ大凡誹毀トハ悪意ヲ挟デ不実ノ言語文章其他ノ方法ヲ以テ人

さらに、正当批評の特権に関する英国法官「カムプベル」の

言葉を紹介する。

ハ学問 ノ進歩ヲ助ケ歴史ノ誤ヲ正シ物理ヲ発見シ道徳

供

シタルト

同一ナリ」や、「悪意ヲ以テセズ又著者訳者ノ一

背 シタル場合ニハ世評ニ供シタルト一 クモ ノヲ警戒スル等ノ利益アリ故ニ書籍ノ如キ世ニ之ヲ公 般ノ性質ナレバ 苟モ悪

ナル論難攻撃ヲナスモ 批評権利内 ノコ トニテ之カ為メニ一個

意ヲ以テセズ又其人一身上ノ褒貶毀誉ニ渉ラザル限リハ

如何

人ノ名誉ヲ傷クルモ ノニアラズ②

術進歩ノタメ又ハ社会公益ノ為メニ善意ヲ以テ物質ノ善悪技術 出テ且ツ其人一身上ノ攻撃ニ渉ルモノヲ以テ誹毀トシ彼ノ学 こうした言葉を援用して、 時事側は「悪意ヲ以テ加害 1ノ目的

以テ正当ノ批評トシ之ヲ自由言論ノ区域内ニ置ケリ」と主張す ノ品評ヲナスニ止マリ其人一身ノ行事上ニ渉ラサルモ 批評の対象についても、 「出版ノ書ヤ発明 (ノ技術 ノハ皆ナ

される。 ラス」として、 ニシタル已上ハ世人ノ品評ヲ免カレサルコトハ予知セサルヘカ 世に公にされたものに対する批評の権利が主張

若シクハ売薬其物ノ如キ荷

モ新聞其他ノ方法ニ由リ之ヲ世ニ公

世 明治 二公ニシタルト この批評と誹毀との区別に関する「カムプベ 日 社 説の 丰 ハ其ノ世ニ公ニシタル所為 「著者訳者ガ今日其ノ著書ナリ訳者ナリ ル ハ則世人ノ批評 の言葉が、

苟

に

非挙」とは売薬訴訟を指しており、『明治日報』 身上ノ毀誉褒貶ニ陟ラザル以上ハ決シテ咎ムベキ者ニアラザル ナリ」<sup>(®)</sup>といった言述の拠りどころとされたのである。 往々純然タル批評ヲ以テ誹毀トナシ遂ニ法廷ヲ煩 社説は訴訟 ハス つまり、 ガ 如

んだのであるが、 さて、 時事側は、 東京控訴裁判所は売薬無効の不実性を中心に 英法による誹毀の法理を構えて控訴審に臨 触発されて書かれた批評論として位置づけられ

るの

である。

審理及び判決を行った始審裁判を支持し、「結局始審裁判

ノ如

ク履行スベキハ当然ナリトス」(窓)と言い渡す。

審と控訴審の不法性を主張する。そして、「誹毀犯を組成せん 点なりとす」(30)とし、 は果して誹毀犯を構成するものなるや否を審究するを第 申書において、「抑本案の詞訟たる時事新報第二百二号の論説 では下級審の不法性が審問されるため、時事側は、 は三 ること加害者に悪意あること言語文章の不実なること是なり 時事側は、 条件あるを要す則ち其目的たる人を直接又は間接に指定 この裁判も不服とし、大審院へ上告する。 売薬の有効無効を中心に裁判を行った始 上告拡張上 大審院 の 主

らに、「凡そ人の身事に渉り之を讒毀する固となり悪徳にして より観察するも又英米の私犯法に徴するも明了なり」とし、 'も此三条件を具備せざれば誹毀犯の成立ざること之を純理上 ප්

止まり人の行事に渉らざるものは皆な正当批評の権理にして之 又は社会公益 其人の名誉を傷ること論を俟たずと雖ども苟も学術進歩のため のため善意を以て物質の善悪技術の品評をなすに

れまでの裁判は「法理を誤れる裁判」であると主張する。 正当批評 を誹毀と云ふを得ず」と述べ、 治十八年十二月二十五日、 この特権の点から、『時事』社説は誹毀にあたらず、 批評と誹毀との 区 別 あるいは

断を下す 取消サシムへキ理由アリヤ否ヲ判決スルノ一点ニ在リ」⑶と述 報第二百二号ノ論説ヲ以テ売薬営業ヲ毀損セシモノト為シ之ヲ 売薬の効能如何の審理を不要とした上で、以下のような判 大審院は「本訴ノ要旨ハ時事新

0

モ シニ 右 非 アラス其行文中語勢極端ニ馳セ少シク平穏ナラサル ノ論説ハ売薬課税ノ布告アリシニョリ売薬ノ性質ヲ汎論 事 止リ某売薬某営業者ヲ指名セシ事ナキハ勿論暗指セシ事 ス ト雖 ハ勿論民事上ニ於テモ何等ノ責任ナキ論説ナリト ナシ是讒毀ナリト モ原裁判所モ已ニ看認メタル如ク毫モ悪意ヲ包蔵 スル ノ要件ヲ具有セサ ル Ŧ ノニシテ 所 ナキ

面

判」と宣告する。 判断を根拠として、 これは時事側が提示した文書誹毀の法理が認 上告審は控訴審の判決を「違法 ノ裁

訴訟控訴論弁書)

など、

書籍に対する批評が正当批評の代表と

められた劃期的な裁判であっ た

売薬訴訟は、

時事側が社説の利益を保護するため、

英法など

批評の意義が強調されたりもした。 裁判であった。 評は有益であり特権を有する言説であるという考えを提示した を参考にしながら、 そして、 批評と誹毀との間に区別のあることや、 その審理と並行して批評論が書かれ、 書籍に対する批評に話を限 批

見ることができる。 度と熱意とは、 学進歩に寄与しなければならないとか、 評の意義が主張されたという経緯を踏まえるならば、 の移入が、 に対して論難攻撃する権利があるなどといった厳格主義的な熊 ってみると、「書籍ノ如キ世ニ之ヲ公ニシタル場合」(③)への が、 権利が主張されたことに先行されて、『明治日報』 近代批評ジャンル成立の 特権に値する鋭利で厳格な批評を要請したという一 法廷での争いを経由して生じたも 批評は有益であり特権に値するという法理 端にはあっ 批評は公刊された書籍 たのである。 のであっ 批評は文 社説で批 たと

権が説明されるとき、 人訴訟擬判) ことに判決の重点が置かれていた。 ことは行われなかった。また、 かし、 売薬訴訟では、 ゃ 書籍、 「刊行書類ヲ評スル ノ如キ世ニ之ヲ公ニシタル場合」(売薬 法衙の責任にお 薬名や人名の指定がないという 英法において正当批評 ノ類」 V て誹毀を定義する (東京大学代言 の

して想定されている。 書籍への批評は、書名や著者名の指定を

ことのほかに、 説 薬訴訟の大審院判決について「未タ十分ニ所謂書讒ノ義解ヲ詳 考える必要があろう。 伴う場合がほとんどであり、 セス」(33)と述べたのも、文書誹毀の定義が明記されていな 不十分な定義に止まっ ノルマントン号探検訴訟の中橋判事が売 誹毀の定義はそうした点を含めて ていることへの不満もあ

畤 岡は黒田に願い出て官民合同で探検が行われることになる。 代表とするノルマントン号沈没所探検の事業を立ち上げ窓、 地 と向かう。 大岡と増田萬吉は海路をとり、 時を同じくして、 政府も内務参事官黒田綱彦を 松尾徳三は陸路をとって現

ح 大

たり、 とが確認されたりするが、 には至らず、 の探検では、 海底に下ろした鉤綱にペンキのようなものが付着したこ 捜索は打ち切られる。 潜水者によって海中に檣頭らしきものが視認され ノル 7 ント ン号の所在の確証を得る

黒田に 随行した増田萬吉は、 この探検について次のように振

返る。

今回の事たる全国三千余万の憤ふる所と為り其焼点は一に紀

聚て船体捜索の一挙一動は三千余万の人心を左右せしむ

むるや誠に吾

々

0

四

れた裁判を取り上げることにしたい。

に対する投書をめぐって、

松尾徳三と増田萬吉との間で争わ

ルマントン号探検の事

たにちがいない。そこで次章では、

ためにノルマントン号を調査する必要が叫ばれてい この事件は当初から不可解な点が様々に指摘され、 県沖合で難破沈没する。 ·日本人二十人余悉ク死亡セシハ不思議」(※)と述べたように、 こうした世論に応えるように東京府議会議員大岡育造は 明治十九年十月二十四日、 外務大臣井上馨が「英民三十 英国商船ノルマントン号が和歌 事実解明 -人余助 ノル 0 Ш 海に 意中に出て従ふ吾々も敢て世の批難を受く可き事なしਿ るに足る左るからに黒田参事官の捜索に力

ン とって、 「全国三千余万」 自負に足るものであっ 丰 は 沈没場所の確証こそ得られなかったものの、 自らの持つ技術の限りを尽くして得られた成果なので の関心を集めた政府の事業に参 た。 檣 頭の視認や、 鉤縄に付着したペ 画し その尽力 た増 田

尾徳

三等の一

の事跡探検の為め有志者の発遣する潜水者増田萬吉富川清

行と共に沈没の場所に赴」くことになる(※)。

この

あった。

ン号探検の共同事業を立ち上げ、

ノル

ン号沈没

入り捜索を始める。その後、富川清一も合流し、十二月十九日さて、黒田一行の探検と入れかわるように松尾徳三が現地へ

付でノルマントン号の沈没場所に関する以下の書状を毎日新聞

にてデッキの上手摺見へ候(※) 尋沈船の向は東西に横倒れ(中略)と相見へ四十八尋半の処 基場所は是迄の浮標より二百間沖手の所にして海底五十五六

この書簡が『毎日新聞』に掲載されるに及んで、増田萬吉は点で黒田一行の成果とは異なるものであった。松尾と富川による調査結果は、沈没の場所と船体の向きとの

これに対して、増田はまともに対応しなかったため、松尾は、は社会を欺き金と時間とを浪費するものに非ず」、②と激昂する。は社会を欺き金と時間とを浪費するものに非ず」、②と激昂する。は社会を敷け実否を糺す」(前掲)を『時事』に寄せる。この「五百金を懸け実否を糺す」(前掲)を『時事』に寄せる。この「五百金を懸け実否を糺す」(前掲)を『時事』に寄せる。この「五行の対して、増田はまともに対応しなかったため、松尾は、

に転覆し居たるを見たる」という探検結果に疑問を投げるもの外二人を遣て船の手欄に銅縄を結び着けたりとか又た船体の横増田の寄書は、富川と松尾が報告した「天草の潜水者八十治

横浜治安裁判

所に名誉回復の勧解を願い

出る。

であったが、そこには次のような記述があった。

②二十尋前後の手際者が四十八尋底の手摺りに縄を結び付ける事。()勝浦沖に於て四十八尋の海底に潜り入るとは事実にあらざ

しと云ふ可きなりの手摺りに銅縄を縛り着けることを得んや世を誣るも亦甚の手摺りに銅縄を縛り着けることを得んや世を誣るも亦甚3現場も知らず裸か潜りも知らぬものが如何して四十八尋底

る抔とは思ひもよらぬ事

言が名誉毀損にあたると主張するൌ。として、これらの文し、また、③を「原告を侮辱したるもの」として、これらの文松尾は、①②③を「原告が探検の効蹟を蔑如したる」ものと

るにもあらざれば」、誹毀犯にはあたらないと主張する。 を述べただけで、「少しも悪意を挟まず又不実の辱言を記した 暗に被告が汗労に依り得たる名誉を掩」ったのであり、 浅深なり船体沈没の方位なり皆な之れ誤なりとの報道を公言し 書簡を発表したことが、「曩きに被告等の探り得たる場所なり への寄書は「自己の冤を雪ぎしもの」であると反論する命。 この勧解願に対して増田側は、 松尾が名誉毀損を訴えた文言については、 富川と松尾が 自分の 毎 日新聞』 「意見」 『時事』 ま に

とも譲らず、 え出ることになる。 勧解は不調に終わり、 松尾は横浜始審裁判所 へ訴

の裁判言渡書によりながら追跡してみたい命。 ここからは、 ルマ ント ン号探検訴訟の 審理 「の過程を、

る。 技術上 書を発表したので、 するも 毀損になるとしても、 取消と謝罪広告を請求する。 書が名誉を毀損するものであるため、 という三点により、 のではないこと、 の批評に止まり名誉毀損にあたらないこと、 訴訟の理由と請求が確認される。 松尾側の請求に応じる理由はないと主張す 自分の名誉を守るために寄書を書いたこと、 それは八十治に対してであり、 ③松尾の方が先に名誉毀損にあたる文 それに対して増田側は、 名誉回 松尾側は、 復のために寄書 ②もし名誉 増田 松尾に対 ①寄書は の寄

書誹

れ

誹毀にあたらないとする。

を定める。 裁判は増 テ記載スル て行うと宣言する。 書讒」(Libel) 一関ス 理 ル法律規則」 の根拠を提示する。 田の寄書が コト つまり、 が 五 3 1 次に、 がないため、 「書讒ヲ為シタルヤ否ヲ判決スルニ在リ」 つの要素によって構成されるという法理 一広布スルコト 悪意ヲ以テスルコ 中橋は その際、「我国ニ於テ民事上ノ書讒 裁判は「泰西ノ法 「泰西ノ法理」を根拠として 4 - 事柄ノ不実ナル <u>۲</u> 2 理 書 類ヲ以 に 拠

原被双-

方

0

主張を確認した上

で、

判

事

の中

-橋徳五

がは、

この

は

らを全て具備するとき文書誹毀は成り立つとする⑶。 ⑤「名声ヲ汚損スル言語ヲ用 ۲ タルコト」であ Ď,

実とした場合でも、 することはできないと判断する。 過キサル 松尾らの探検事実について「被告カ自家 この法理に拠りながら、 一毀にはあたらないとする。 増田の寄書は真否の確かでない事実に対する疑問であり文 モノ」であり、 それに対する疑問を記述するだけでは文書 松尾の「名声ヲ汚損スル言語」と断定 中橋は、 また、 次いで事柄の不実性が 増 仮に松尾の探検事実を真 田 ノ疑 の寄書は大体に 団ヲ記述シタル お 理 T

以テ記載スルコト」と③「広布スル 新聞に記載されていることから文書誹毀の構成要素②「書類ヲ コト 知ラヌモ しないことが認められる。 現場モ知ラズ」という文言は、 ここまでの審理によって、 - 得ン 名誉毀損と認めるに十分であるとする。 ヤ ノカ如何ニシテ四十八尋底ノ手摺ニ銅縄ヲ縛リ着ケル 世ヲ誣 ルモ亦甚シト云フ可キナリ」という文言の しかし、「現場モ知ラズ裸 増 田 松尾が沈没場所の勝 の寄書が概ね文書誹毀に コト が満たさ まず、この言葉が れ カ潜 浦 沖に 出 モ

潜水者の八十治が

はずであるため、

4

「事柄ノ不実ナルコト」に該当する。

かつ増田もそのことを承知し

している

同様

一裸カ潜リモ

知ラヌ」という文言も、

張したことは事実であり、

用 潜 も名誉を毀損する言葉と認定され、 誉を汚損する言葉であり、 は 水技術を心得ている事実を知りながらこのように記述したこと 事柄 リーモ ヒタル 知ラヌ」という文言は、 の不実に該当するとする。 コ ト」も満たされる。 「世ヲ誣ルモ亦甚シト云フ可キナリ」 文書誹毀の構成要素①「悪意ヲ 潜水営業者に対する業務上の さらに、「現場モ知ラズ ⑤「名声ヲ汚損スル言語 裸

以

ラテスル

コト

は

他の要素②③④⑤を具備する以上法律はこ 文書誹毀の構成要素を全て満たすことか

を推測するとされ、

5 n

増田の寄書は文書誹毀にあたると認定される。

Ŀ 次に正当批評 二法律カ之ヲ処スルコト極メテ寛裕」であり、 中 ノ批評ニ至テハ之ヲ吾人カ通常使用スル所 橋は増 田 この特権 の寄書が文書誹毀にあたることを認定した上で、 の点から審理を行う。 中橋は「学術上技芸 ノ言葉ニ比較スル その理由につい

容に扱われているのである。

探検の効蹟」についての不審や疑問は、

批評の区域として寛

新聞に寄書取消広告を掲載することを命令して判決とする。 松尾の名誉回復の方法として、 凹側は、 このようにして、 この裁判を不服として控訴するが、 被告増田萬吉の寄書は名誉毀損と認定され 裁判確定日から一週間東京五大 控訴審でも始審裁

とする。 が ヲ以テナリ」とする(4)。

その上で、

増田

の寄書には事柄の不実

極メテ大ナル

認められるため、

正当批評の特権による免責には該当しない

て「学術技芸ノ批評ハ社会ノ進歩改良ヲ促スコト

田

増田 多くの場合「聊か疑ひなき能はず」などの疑問形や仮定形で記 については、 を蔑如した」点と「原告を侮辱」した点の二点を訴えの は注目すべき点がある。 判を大筋で認める判決が下され、 でないため、 述されており、 して挙げていたが、 ح の寄書は、 の裁判は増田側の敗訴で終わったわけだが、 始審裁判ではほとんど誹毀とは認められなかっ 誹毀には該当しないと判断されている。 これらの記述は探検事実を虚偽と断定したもの 松尾の探検成果への批判が記述される際には、 「探検の効蹟を蔑如した」と主張した箇 勧解願の段階で松尾側は「探検の効 増 田側の敗訴が確定する。 中 ・橋の判 つまり、 理 決に 由 た。 蹟

だけであり、 が、 されたことで名誉を毀損されたと主張したことに対して、 の探検事実に即して黒川一 シテ書讒ノ一要素タル名声ヲ汚損スル言語 この点は、 と判断したことともかかわっている。 この書簡は 増田が、 虚偽や悪意、 「原告等ノ自信シタ 富川と松尾の書簡が あるいは汚辱の言語 行の探検事実と異なる見解を示した ル事実ヲ直書シタル 富川と松尾は、 写毎 ラ用ヒ Ħ がない限り、 新 タルヲ見 聞 モ 彼ら 中橋 掲 ノニ 名 ザ 載

誉毀損には該当しないとされたのである 松尾にしる、 増田にしろ、一全国三千余万」 の注視 0 中

自

ら自身の名誉への毀傷であると感じられたのであろう。 らの探検事実が批判や疑問の対象となったことが、 公にした事柄 探検の成果への疑義は誹毀にあたらず、 彼ら自身の人格とが未分化な状態がここに 探検者への侮辱 そのまま彼 自

は

・是ナリ

テ

私に対する侮辱 が力を尽くして発見した事柄を公衆の 田にとっても、 誹毀とされる。 彼ら でもあるとする感性は、 L かし、 の感覚とは隔たっ この切り分けは、 面 たものであっ 正当批評の特権の前 前で批判することは 松尾にとっても、 たろう。 私

著者

毀誉

栄辱ヲ問

サ

ルコ

ト」とは、「本書ト

本書

沈黙を余儀なくされるのである。

れた事柄とを切り離す認識が示されたこと、 対する寛容性 れることで批評と誹 このように、 が認められたこと、 ル 一般との マントン号探検訴訟は、 区別が明示されたこと、 公開した人物の人格と公開 そうした事柄が司 誹毀の定義が示さ 正当批評に

法

の責

任にお

いて判

断され

た裁判であっ

犯法論 論を発表し 社友でも 何とも あっ この訴訟の判事を務めた中橋徳五郎が 」等の批評や、 てい たことは、 る。 示唆的である。 例えば、 民事訴訟の文脈と批評論との連絡を探 新著訳書批評 英米私犯論綱」 中 橋は『出版月評』 斑」金とい は次のような批 二出 [版月評] 「英米私 た批評 0

高

田

半峰

は

西洋の批評家屢々其尖鋭なる毛穎

を弄

評論から起筆されている。

当テ予メ読者ニ告ケント 今批評者カ筆ヲ執テ出版月評 著者 ノ毀誉栄辱ヲ問 スル サ ごノ紙上 ル モ コ ノハ批評者カ批評ヲ為スニ当 1 評語 ニ顕ハレ批評 ノ巧拙渋暢ヲ ミヲ始 ム サ ル

著訳書」 関係を有しつつ、 とができよう。 妨げる肩書や序文などを批判した内容であるが、 題とも通じている。 でも規制しようと企てていたのである。 ら人格につながる部分を取り除こうとした企図の一つと見るこ た批評態度であるわけだが、 ン号探検訴訟で示した、 ヲ全ク分離シ」(4)といっ が流通していることへの憂慮を通して、 批評をめぐる訴訟と批評論とは 批評の意義や方法、 また、「新著訳書批評一 探検事実と探検者の人格との分離 た それは同時に、 。出版月評』 さらには書籍の でたびたび指摘さ 斑 中 橋 た これも は が 書籍の自立 が いに密接な ノル 銅臭ア かたちま 7 ン 0 ル 問

壮の 文学進歩を先導する尖鋭な批評は、 著述家をして綿々絶ゆるの期なき怨恨を懐かしむる」と述 「能く批評家の職分を尽したる」 著作物から著述家の人格を 証し を見ていた(番)の

いく

たって前

分離することと引き換えにして得られたわけだが、



- (1)「小説批評の変遷」『早稲田文学』明治二九・
- 2 高田半峰「当世書生気質の批評」『中央学術 雑誌』明治一九・二
- (4)柳田泉『明治初期の文学思想 下巻』昭和四(3)「出版月評ノ発兌」『出版月評』明治二〇・八 〇・七、春秋社
- (5)「明治年代ノ文学ヲ論ジ併セテ批評ノ必要ナ ル所以ヲ説ク」『明治日報』明治一六・八・
- 6 阪谷芳郎「統計詳説上」『出版月評』明治二 0.
- 7 森田文蔵「、山居士ノ寄書ニ就キテ月評社ニ 贈ルノ書」『出版月評』明治二二・四
- 8 小森陽一「近代批評の出発」(『批評空間』平 田不知庵の「出発」」(『文学・語学』平成二 九、翰林書房)、大貫俊彦「文芸批評家、 成三・四)、富塚昌輝「『出版月評』の 論」(『近代小説という問い』平成二七・ 祉 内
- 9 本稿の問題意識にとって、民事訴訟だけでな 五・三)参照。 讒謗律等の法制度とそれをめぐる動向と

- に譲る。 の考察が不可欠であるが、紙幅の都合上別稿
- 10 増島六一郎編『裁判粋誌 一・一二、日芳書院 第一巻』 明治二
- (11)「ノルマントン号探検事件」『時事新報』明 治
- る新聞の特質に意をとめたいため、裁判言渡本稿では、異質な言説が並置され野合され得 書等についても新聞から引用を行う。

12

- (13)「名誉回復の勧解」『日日』明治一四・五・二
- (15)「日報社ニ係ル詞訟ノ顚末」『日日』 (14) 同右 明治
- 16 九津見息忠「代言諸君ニ呈ス」『曙』明治一 四 · 四 · 二

四・八・一

- 17 18 「筆誅ト讒謗ノ区別」『曙』明治一四・六・二
- ちなみに、本訴訟との関係は薄いが、同じ時 期に、書籍に対する筆誅=批評に関する以下 述翻訳の簇生―引用者注)ヲ刈除スルハ吾人 記事がある。「如此ノ弊害(無益有害の著

- シ翻訳ノ精粗ヲ詳覈スルノ二者ニ帰セザルベ 新聞記者ガ痛ク筆誅ヲ加ヘテ其良心ヲ刺激ス ルト「レビウ」ヲ発行シテ著述ノ巧拙ヲ品評
- (19)「東京大学法学部演習ノ東京代言組合ヨリ日 明治一四・一一~一二 報社へ係ル名誉回復訴訟ノ擬判」『明法志林』 明治一四・四・一二)

カラズ」(東直之助「著述翻訳ノ弊害」『曙』

- (20)「ノルマントン号探検事件」前掲
- (21)「明治十四年ノ紀事」『曙』明治一四・一二・
- 22 売薬訴訟の概要については、寺崎修「福澤諭 思想』平成一四・八、慶應義塾大学出版会)、 五・三、信山社) 礼二ほか編『明治前期の法と裁判』平成一 瀬川信久「明治前期の名誉回復訴訟」(林屋 吉と裁判」(安西敏三ほか編『福澤諭吉の法
- 23 「太政官第五十一号布告」『時事』明治一五 | O · | | O
- 24 「売薬屋営業毀損の訴判決」『時事』明治 六・三・五
- 25 山中道正「自由言論ノ区域ヲ論ス」『時事』



- 〔26〕 「営業毀損回復之訴」 『時事』 明治一六・六・
- 27 同右。時事新報側の代言人澤田俊三が依拠し に委ねたい。英法における文書誹毀(Libel) た英法の具体的な典拠については今後の調査
- 編『現代社会と民法学の動向 下』平成四・ たイギリス法の影響〈序説〉」(星野英一ほか 学出版部)、五十川直行「日本民法に及ぼし る名誉毀損の研究』(昭和六三・二、中央大 の法理については、塚本重頼『英米法におけ
- 〔28〕 「明治年代ノ文学ヲ論ジ併セテ批評ノ必要ナ 有斐閣)参照。
- 「時事新報ノ敗訴天下ノ為ニ賀ス」『時事』明 ル所以ヲ説ク」前掲
- 「売薬屋営業毀損之訴」『時事』明治一八・一 治一六・九・二八
- 〔31〕| 売薬営業損害の訴訟」『時事』明治一八・|
  - 〇・二九

- (33)「ノルマントン号探検事件」前掲 (32)「営業毀損回復之訴」前掲
- (34)「「ノルマントン」号乗船日本人ノ消息調査ノ 件」、外務省『日本外交文書 和二七・三、日本国際連合協会 第十九巻』昭
- (35)「実地探検者出発広告」『時事』明治一九·一
- (36)「「ノルマントン」号沈没所探検ノ復命書」 『官報』明治一九・一二・一一~一三
- 37 (38)「ノルマントン号の所在」『毎日新聞』明治一 増田萬吉「五百金を懸け実否を糺す」『時事』 明治二〇・二・五

44

- 九・一二・二五
- (40)「ノルマントン号探検事件の勧解」『時事』明 39 ≡ -束の五百円を申受たし」『時事』明治二〇・ 松尾徳三「増田萬吉氏の寄書に答へ兼てお約
- 治二〇・四・一八

(41)「ノルマントン号探検事件の勧解」『時事』明

治二〇・四・二一

- 45 中橋徳五郎「英米私犯法論綱」『出版月評』 明治二〇・一一
- 46 金城法史「新著訳書批評一斑」『出版月評』 明治二〇・一〇~一二
- 48 47 阪谷芳郎「統計詳説上」前掲
- 高田半峰「当世書生気質の批評」前掲

- (42)「ノルマントン号探検事件」前掲
- 中橋が依拠した 泰西ノ法理」とは Arthur and disparaging statement expressed in wrongs independent of contract (3th ed London: Butterworths, 1881) 6 "A false Underhill, A Summary of law of torts or
- 正当批評の特権については、アンダーヒル前 publications and works of art are privileged 掲書に "Fair and just criticism of literary 毀の定義であると推測される。 the defendant of the plaintiff"という文書誹 writing, or print, published maliciously by
- or artist is not attacked." との記述がある。 provided the private character of the author